

承認第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月5日

木津川市長 河井 規子

記

令和3年度木津川市一般会計補正予算第2号について

令和3年度

# 一般会計補正予算第2号

京都府木津川市

令和3年度 木津川市一般会計補正予算第2号

令和3年度木津川市の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,343,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月5日専決

木津川市長 河井 規子

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 歳入

款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
19 繰入金	
	1 基金繰入金
歳 入 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
5,105,707	59,880	5,165,587
868,686	59,880	928,566
2,192,560	2	2,192,562
2,190,086	2	2,190,088
31,284,018	59,882	31,343,900

### 歳出

款	項
3 民生費	
	2 児童福祉費
歳 出 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
12,615,342	59,882	12,675,224
5,909,562	59,882	5,969,444
31,284,018	59,882	31,343,900

令和3年度

予算に関する説明書

( 一般会計 )

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額
15 国庫支出金	5,105,707
19 繰入金	2,192,560
歳入合計	31,284,018

補正額	計
59,880	5,165,587
2	2,192,562
59,882	31,343,900

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	12,615,342	59,882	12,675,224
歳出合計	31,284,018	59,882	31,343,900

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
59,880	0	0	2
59,880	0	0	2

2 歳入

15 款 国庫支出金  
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	285,325	59,880	345,205
計	868,686	59,880	928,566

19 款 繰入金  
1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,205,383	2	1,205,385
計	2,190,086	2	2,190,088

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費補助金	59,880	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金 58,650 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金 1,230

1 財政調整基金繰入金	2	財政調整基金繰入金・増



3 歳出

3 款 民生費  
2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	1,834,092	59,882	1,893,974	59,880			2
	(特定財源内訳)						
	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金			59,880			
計	5,909,562	59,882	5,969,444	59,880	0	0	2

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	533	児童扶養手当支給事業費	59,882
		パートタイム職員報酬	533
3 職員手当等	383	職員手当	383
		社会保険料	81
4 共済費	81	消耗品費・増	39
		印刷製本費・増	33
10 需用費	72	通信運搬費・増	80
		口座振込手数料	10
11 役務費	90	庁用備品購入費	73
		子育て世帯生活支援特別給付金	58,650
17 備品購入費	73		
19 扶助費	58,650		

**令和3年度木津川市一般会計補正予算  
第2号（専決処分）について（概要）**

総務部財政課

令和3年度補正予算第2号は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対する生活支援策として、国が実施することとされた「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（仮称）のうち、ひとり親世帯向けの給付金に係る予算を計上するものである。

**予算案の主な概要**

1 補正予算の規模

5,988万2,000円 補正後の予算額 313億4,390万円

2 専決処分日 令和3年4月5日

3 補正予算の内容

(1) 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（仮称）のうち「ひとり親世帯向けの給付金」

給付金5,865万円、事務費123万2,000円

(2) 対象者

① 児童扶養手当の支給を受けている者（1,039人）

② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（88人）

③ 感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者（46人）

※（ ）は予算積算上の見込み対象児童数

(3) 給付額 児童1人あたり一律5万円

(4) スケジュール

①の申請不要対象者には、令和3年4月分の児童扶養手当の支給情報をもとに、5月支給日に併せて口座振込みを行うなど、可能な限り早期に支給を実施。

②③の申請が必要な対象者についても、可能な限り速やかに支給。

科 目	款	項	目
所 事	記載例		
市総合計画 (基本計画) の位置付け	当該補正予算において、新たに予算事業名称を作成したものを「新規」とし、それ以外のものは、原則、「継続」としていま		
事業期間	新規・継続		
予算額の概要	本年度予算額	国庫	府 市債 其他 一般財源
補正前			
補正額			
補正後			
補正予算額の 主な内訳	金額の表記は、原則として、費目ごとの補正額を記載し、( )内に補正後の予算額を記載していますが、予算の用途を明確にするため、事項ごとに費目ごとの金額を記載している場合もあります。その場合は、その事項に相当する補正後の金額を( )内に記載しています。		
主な特定財源			
政策を必要とする背景及び提案の経緯	年度によって変わるものではない当該事業の基本情報を記しています。 (補正予算の特徴等を記しているものではありません。)		
市民参加の状況			
将来にわたる効果等			

科 目	款	民生費	項	児童福祉費	目	児童措置費
所 管	健康福祉部 健康推進課					
事 業	1101	児童扶養手当支給事業費				
市総合計画 (基本計画) の位置付け						
事業期間	新規・継続			継続		
予算額の概要	本年度予算額	国庫	府	市債	其他	一般財源
補正前	327,719	109,081				218,638
補正額	59,882	59,880				2
補正後	387,601	168,961				218,640
補正予算額の 主な内訳	パートタイム職員報酬:533千円皆増、職員手当:383千円皆増、社会保険料:81千円皆増、需用費:72千円増(146千円)、役務費:90千円増(474千円)、庁用備品購入費:73千円皆増、子育て世帯生活支援特別給付金:58,650千円皆増 ※対象者は、①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者、②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受けていない者(支給制限限度額を下回る者に限る)、③感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者。児童1人あたり一律5万円を給付する。					
主な特定財源	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金:58,650千円、事務費交付金:1,230千円)					
政策を必要とする背景及び提案の経緯						
市民参加の状況						
将来にわたる効果等						